

		堆肥の施用 +5割減減	カバークロープ +5割減減	リビングマルチ +5割減減	草生栽培 +5割減減	不耕起播種 +5割減減	長期中干し +5割減減	秋耕 +5割減減	有機農業	冬期湛水管理 +5割減減	江の設置 +5割減減	炭の投入 +5割減減	IPM+秋耕 +5割減減
申請時	①実施計画書	農業者様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②ほ場一覧	農業者様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③取組計画	農業者様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ほ場の本地面積が確認できる書類 (共済細目書等の公的資料)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑤農場管理シート・現地確認チェックリス 又は有機JAS認証書の写し	添付様式3 (様式第3)							○				
	⑥施肥管理計画	農業者様式4 (参考様式第5号)	○										
	⑦土壌診断結果 (※)		○						△				

※有機農業は、「炭素貯留効果の高い有機農業」を実施する場合(加算措置を適用する場合)のみ必要

実施状況報告時	⑧実施状況報告書	農業者様式5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実施状況報告書 提出書類一覧	農業者様式5の別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	要件報告書(該当する場合のみ)	農業者様式5の別添	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	振込口座情報(変更ない場合添付省略)	農業者様式5の別紙2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	⑨ほ場一覧	農業者様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑩環境負荷低減のチェックシート 又はGAP認証通知書の写し	様式第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑪取組実績(生産記録に記載している場合省略)	農業者様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑫生産記録	農業者様式6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	又は 県認証の栽培管理記録及び認証 通知及び該当ほ場一覧		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	又は 有機JAS認証書の写し及び該当 ほ場一覧		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	※生産記録の添付 有機農業で使用した資材の資材証明書 等の写し 又は 有機JAS認証書の写し								○				
	⑬主作物についての出荷・販売伝票等		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	⑭取組状況のわかる写真		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	⑮緑肥(カバークロープ等)の種子購入の 伝票等			○	○	○							
	⑯緑肥(カバークロープ等)の標準播種量 のわかるカタログ等			○	○	○							
	⑰堆肥の購入伝票の写し		○										
	又は堆肥の散布証明書の写し		(○)										
	⑱堆肥の原材料のわかる資料等の写し		○										
	⑲堆肥の成分証明書等の写し		○										
	⑳施肥管理計画及び土壌診断結果	参考様式5号	(○)										
	㉑使用した資材の資材証明書等の写し								○				
	㉒種子の購入伝票(組替えDNA技術を利用し ていない種子であることがわかる書類)								○				
	㉓有機JAS認定書の写し								(○)				
	㉔除草剤(茎葉処理型)の購入伝票					○							
	㉕冬期湛水に関する市町村への申請書 及び市町村からの承認通知の写し									○ (申請時の誓約で 省略可能)			
	㉖有機質肥料のカマロフ等原材料がイノ シロメの購入伝票の写し									○			
	㉗生きもの調査の報告書										○		
	㉘炭の伝票等の写し											○	
	㉙新潟県IPM実践指標〔水稲〕												○

※ 市町村が各ほ場の取組状況を写真で確認する場合は必要

環境保全型農業直接支払交付金に係る提出資料一覧

1 支援対象農業者→農業者団体 提出書類

		名称		留意点等	
申請時	共通 〈必須〉	①実施計画書（押印したもの）	農業者様式 1	・毎年度、栽培開始前に提出 ・冬期湛水に取り組む場合、誓約事項を記載	
		②ほ場一覧（ほ場別の面積及び取組内容のわかるもの） ④ほ場面積等が確認出来る書類	農業者様式 2	・対象農地面積は、本地面積（畦畔・法面を含まない。） ・支援対象面積の根拠資料として、共済細目書等の公的資料等の写し	
		③取組計画	農業者様式 3		
		⑤農場管理シート・現地確認チェックリスト 又は有機JAS認証書の写し	添付様式 1 （様式第 1 号）	事業実施計画書と併せて提出	
	堆肥の取組	⑥施肥管理計画	農業者様式 4 （参考様式第 2 号）	・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取り組み（以下、堆肥の取組）の場合に添付 ※ 施肥管理計画等により、土壌診断結果を踏まえた適切な堆肥施用（窒素及びリン酸について、必要とする投入成分量を超えない施肥設計）が行われていること。	
	堆肥の取組・有機農業（加算措置）	⑦土壌診断結果書類	—	・有機農業の加算措置適用を受ける場合にも提出が必要。	

実施状況報告時	共通事項	⑧実施状況報告書（押印したもの）	農業者様式 5	終了後速やかに提出（各団体の報告期限を設定） ※団体は、取組終了後 1 ヶ月又は市町村の定める期限までに市町村に提出できるように、農業者の提出期限を設定すること
		②ほ場一覧（ほ場別の面積及び取組内容のわかるもの） ④ほ場面積等が確認出来る書類	農業者様式 2	・算定対象農地面積は、本地面積（畦畔・法面を含まない） ・支援対象面積の根拠資料として、共済細目書等の公的資料等の写し
		⑨環境負荷低減のチェックシート 又はGAP認証通知書の写し	様式第14号	・支援対象農業者毎に提出
		⑩取組実績	農業者様式 3	生産記録に取組実績を記載している場合、省略可能
		⑪生産記録 ※育苗や堆肥散布等の資材を使用する作業を委託している場合は、その証明書	農業者様式 7	5割低減又は有機農業（土作り）に関して確認 ○委託作業別の証明事項 ・育苗 使用資材、箱当たりの使用量、作業年月日等 ・ほ場での作業 対象ほ場、面積、散布量、散布年月日等
		新潟県特別栽培農産物等認証制度の栽培管理記録（別紙 1）及び認証通知 又は 有機 J A S 認定書の写し ※添付：認定されたほ場の一覧		・左記書類の提出により、認定ほ場に係る生産記録等の省略が可能 ・ほ場一覧は、交付金の対象ほ場がどこかわかるようにすること。
		⑫主作物についての出荷・販売伝票等		・取組面積が10a以上の場合、省略可能
		要件報告書		以下のいずれかに該当する場合、必要 ①有機 J A S 認定を受けた認証通知書等をもって、生産記録の提出に代える農業者 ②新潟県特別栽培農産物認証制度の認定を受けており、新潟県特別栽培農産物認証通知書（別記様式第10号）をもって、生産記録の提出に代える農業者 ③見込みで実施状況報告書を提出した農業者 ④実施状況の報告時点で、出荷・販売等を行っていない農業者
	共通事項	⑬取組状況のわかる写真 等 （ほ場番号や場所、撮影した日付がわかる様に撮影して下さい）		市町村が各ほ場の取組状況を写真で確認する場合必要 ※江の設置については、延長及び幅・深さが要件と合致することがわかるもの ※冬期湛水については、市町村計画に基づく適切な湛水管理の状況がわかるもの
	カバー・クロップ等	⑭種子の購入量を証明する購入伝票等の写し		カバー・クロップ、リビングマルチ、草生栽培の取組の場合、提出必要
⑮標準は種量を証明するカタログ等の写し				

		名称		留意点等
実施状況報告時	堆肥の施用	⑩堆肥の伝票等の写し（10aあたり散布量のわかるもの）		・散布委託の場合は、堆肥の散布証明書等 ・堆肥を購入している場合は、伝票類（購入量がわかるもの） ・自給堆肥の場合は、原料等が記載された書類 ※堆肥散布証明書等は、対象ほ場、面積、散布量、散布年月日等がわかるもの
		⑪堆肥の原材料のわかる資料等		・原材料のわかる資料として、カタログや肥料袋の表示の写しの他、製造者の証明書等 ※鶏糞等を主原料とする堆肥でないこと ※特例単価の場合、牛糞堆肥又は豚糞堆肥
		⑫堆肥の成分証明書		C／N比10以上であること。
		⑬施肥管理計画	参考様式5号	申請時の施肥管理計画から基肥の施用量（堆肥を含む）が大幅に増えた場合（概ねの範囲内の場合は省略可）は、変更後の施肥管理計画を提出すること。
		土壌診断結果書類		
	有機農業	⑭使用した資材の資材証明書等の写し		有機農産物の日本農林規格別表 1、2 の肥料又は農薬であることがわかること。※ 2
		※ 1 有機 J A S 認定書の写しで代替が可能 ※ 2 【重要】別表 1 に規定する「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「パークたい肥」及び「草木灰」については、別表 1 の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用可能		
		⑮組替えDNA技術を利用していない種子であることがわかる書類（種子の購入伝票等）の写し		
		⑯有機 J A S 認定書の写し（J A S 法第 1 6 条の有機農産物の生産行程管理者として認定された者の場合）及び取組ほ場 ※添付：該当ほ場一覧		・左記書類の提出により、認定ほ場に係る生産記録等の省略が可能
	不耕起播種	⑰除草剤（茎葉処理型）の購入伝票		
	冬期湛水	⑱冬期湛水に関する市町村への申請書（誓約事項が記載された書類）及び市町村からの承認通知の写し		実施計画書等に誓約事項が記載されており、農業者と農業者団体及び市町村の間で書類を受理することで承認する場合は省略可能
		⑲漏水防止措置の実施状況がわかる写真（措置前、措置後の写真）		・漏水防止措置を実施した場合のみ提出 ・本年度中に漏水防止措置を実施しない場合は、@▲1,000円／10a（ほ場単位）
		⑳有機質肥料の購入伝票等（冬期湛水の直前又は期間中に使用した場合）		・冬期湛水の直前又は期間中に有機質肥料の購入・投入を実施した場合のみ提出 ・本年度中に有機質肥料の施用をしない場合は、@▲3,000円／10a（ほ場単位）
	江の設置	㉑作溝作業前、作業後の写真		・作溝作業（江の新設、延長、補修（泥上げ含む））を実施した場合のみ提出 ・作溝作業をしない場合、@▲1,000円／10a（ほ場単位）
		㉒生きものの調査の報告書		申請者の代表ほ場で、1 回以上実施
	炭の投入	㉓炭の伝票等の写し（10aあたり散布量のわかるもの）		
	I P M＋秋耕	㉔新潟県IPM実践指標〔水稻〕		

2 農業者団体の保管書類

以下の書類を整理し、交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管すること。

- （1）往復文書（市町村と農業者団体、構成する農業者と農業者団体）
※ 1 の書類を含む
- （2）経理書類
支払関係に関する書類（起票、支払一覧 等）
通帳、金銭受け払い簿（現金払いの場合）
- （3）推進活動の実施内容等がわかる書類
- （4）その他、交付に関する書類・交付申請の基礎となった書類